

福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱の制定について

3 生 産 第 7 0 9 号
令 和 3 年 6 月 3 0 日
農林水産事務次官依命通知

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金について、この度、福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱

第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。以下「被災 12 市町村」という。）は、事故から約 10 年を経ても、なお営農の再開率が事故前の 3 割にとどまっている。

こうした中、営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが喫緊の課題であり、農産物を生産すれば販売できる環境の形成が不可欠となっている。一方、被災 12 市町村の中山間部で基幹産業であった畜産部門については、農業者の避難等により家畜の飼養等を最初から開始せざるを得ない中で、種畜や飼料の供給体制を再構築していくことが、畜産経営の再開の加速化にあたり不可欠となっている。このため、地域に参入した実需者等を核に、地域内で生産された野菜等を生活様式の変化により消費が拡大される冷凍野菜への加工や実需者と強く結びついた商流の構築など、市町村を越えて広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出に必要な取組について支援するものとする。

第2 事業目標

福島県高付加価値産地展開支援事業（以下「支援事業」という。）の実施により、令和 12 年度までに被災 12 市町村内で加工品も含め 80 億円の産出額の創出を図ることを目指し、令和 7 年度までに、その 3 割を達成することを目指す。

第3 事業の実施等

1 事業内容

支援事業は、加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者（以下「拠点事業者」という。）を核とした産地の創出に向けて、拠点事業者が設置する拠点施設の整備、拠点事業者への生産物の供給体制の構築及び拠点事業者による生産体制の強化等を図るための取組とし、具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に定めるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省生産局長及び政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるとおりとする。

2 対象地域

支援事業による取組の対象地域は、原則、被災 12 市町村内とする。ただし、被災 12 市町村外の取組であっても、被災 12 市町村の営農再開の加速化に必要と認められる場合には、これを対象にすることができるものとする。

3 事業費の低減

支援事業による取組を実施する場合は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を行うものとする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 福島県知事（以下「知事」という。）は、支援事業の開始に当たり、生産局長等が別に定めるところにより、取組の指標として支援事業実施方針を、東北農政局長（以下「農政局長」という。）と協議の下、作成し公表するものとする。
- 2 知事が公表した支援事業実施方針に基づき、拠点事業者、農業者の組織する団体、被災12市町村内の市町村及び関係機関からなる高付加価値産地協議会（以下「協議会」という。）において、生産局長等が別に定めるところにより、対象とする品目や取組内容等について高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。なお、被災12市町村の営農再開の進捗状況等により、品目や取組内容等に変更を生じた場合には、産地計画を変更できるものとし、変更した産地計画は知事に提出するものとする。
- 3 知事は、2により提出された産地計画の妥当性について、支援事業実施方針に則して評価するとともに、農政局長と協議の上、それを承認し、公表するものとする。
- 4 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、公表された産地計画に基づき、その取組内容を具体化するための事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。
- 5 知事は、3により提出された事業実施計画の妥当性を支援事業実施方針及び産地計画に基づき事業の実施に係る必要性及び妥当性を審査するとともに、当該結果を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、福島県事業実施計画（以下「県計画」という。）を作成し、農政局長に提出し、計画の妥当性について、農政局長と協議を行うものとする。
- 6 知事は、5の提出を行う際に、別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、農政局長と協議を行うものとする。
- 7 農政局長は、1、3、5及び6の協議を受けた場合には、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、第4の4の事業実施計画が承認された年度とする。

第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、支援事業の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施状況報告を作成し、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
- 3 知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより農政局長に報告するものとする。

第8 事業の評価

- 1 事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。
 - (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を知事に報告するものとする。
 - (2) 知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
 - (3) 農政局長は、2の知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。
 - (4) 事業評価を行った事業実施主体、知事及び農政局長は、その結果を公表するものとする。
- 2 第2の事業目標の達成状況について、次に掲げる方法で検証を行うものとする。
 - (1) 協議会は、令和5年度に、産地計画に沿った部門ごとの産地の形成状況について、整備事業の事業実施主体、農業者団体、被災12市町村その他関係機関・団体の協力を得て、調査を行い、その結果を知事に報告するものとする。
 - (2) 知事は、報告内容を点検し、公表するとともに、産地計画通りに進んでいない部門については、その理由及び対応方針を取りまとめ、生産局長等に報告するものとする。

第9 推進指導等

- 1 知事は、支援事業の効果的かつ適正な推進を図るため、協議会等との密接な連携による推進体制の整備を図り、支援事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 事業の適正な執行の確保
 - (1) 知事は、支援事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するものとする。
 - (2) 知事は、支援事業の関係部局外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により支援事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。
- 3 附帯事務費の取扱い

国は、予算の範囲内において、支援事業の実施に関する事務及び指導に要する経費を附帯事務費として交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

支援事業の実施に当たっては、事業実施主体はもちろんのこと、福島県、被災12市町村その他関係機関は、福島復興特別措置法（平成24年法律第25号）により措置された各種復興施策をはじめ、他に講じられる被災12市町村の営農再開に係る事業との関連及び活用に配慮するものとする。

また、被災12市町村の営農再開状況を踏まえつつ、一般施策の活用等に努めるものとする。

第11 委任

支援事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表（第3関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業 (1) リース方式による農業機械等の導入 (2) 生産資材支援 (3) 家畜の導入（受精卵を含む） (4) 高収益作物の導入・新たな栽培技術及びICTの導入に向けた実証 (5) 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証 (6) 耕畜連携・コントラクターの育成支援 (7) 人材確保・育成 (8) 産地協議会の運営・調査・計画策定 2 整備事業 (1) 耕種部門共同利用施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 種子種苗生産関連施設 ケ 有機物処理・利用施設 (2) 畜産部門共同利用施設整備 ア 家畜飼養管理施設 イ 家畜排せつ物処理施設 ウ 自給飼料関連施設 エ 畜産物加工・展示・販売施設	1 メニューの欄の1の(1)及び(2)の取組にあつては、 (1) 公社 (2) 農業者の組織する団体 (3) 農業を営む個人又は法人（生産局長等が別に定める場合に限る。）とする。 2 メニューの欄の1の(3)の取組にあつては、 (1) 公社 (2) 農業者の組織する団体 (3) 農業を営む個人又は法人 (4) 事業協同組合連合会及び事業協同組合とする。 3 メニューの欄の1の(4)から(8)までの取組にあつては、 (1) 福島県 (2) 被災12市町村 (3) 公社 (4) 公益法人 (5) 農業者の組織する団体 (6) 農業を営む法人 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者（生産局長等が別に定める者に限る。） (9) コンソーシアム（生産局長等が別に定める者に限る。） (10) 知事が農政局長と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 農業者の組織する団体にあつては、生産局長等が別に定める場合を除き、組織する農業者が3戸以上であること。 2 要綱第3の1の成果目標の基準を満たしていること。 3 生産局長等が別に定める要件等を満たしていること。 4 整備事業を実施する場合（生産局長等が別に定める場合を除く。）にあつては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 5 施設を設置する場合にあつては、原則として総事業費が5千万円以上であること。	1 メニューの欄の1の(1)及び2の取組 国：3／4以内 県：9／40以内 2 メニューの欄の1の(2)、から(8)までの取組 国：定額（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める額以内）

	4 メニューの欄の2の取組にあつては、 (1) 農業者の組織する団体 (2) 農業を営む法人 (3) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (4) 民間事業者(生産局長等が別に定める者に限る。) (5) コンソーシアム(生産局長等が別に定める者に限る。) であつて、被災12市町村内に施設を整備する者又は被災12市町村内の事業者に限るものとする。		
--	--	--	--